

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七條第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

令和元年八月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

令和元年八月十九日

2 登録番号

二十五

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社楨岡肥料店

2 代表者の氏名

楨岡亨

3 主たる事務所の所在地

府中市上下町上下二六七二番地二

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米、国内産もみ

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行ふ種類
楨岡亨	府中市上下町上下二六七二番地二	もみ、玄米
小池保司	三原市大和町大草一九〇六番地二	玄米